Mission ZERO 2050 Mie

三重県地球温暖化対策総合計画

～　未来のために今、私たちができること　～

第１章　総　論

背景

- 世界各地で記録的熱波やハリケーン被害、大規模森林火災など、人類がこれまで経験したことがないような**地球規模の危機**に直面しています。
- 全ての国が参加する**「パリ協定」**が 2020 年からスタートし、気候変動対策は国際的に新しいステージに入りました。
- 我が国の温室効果ガス削減目標について、2030 年度において **2013 年度比 46%削減**（さらに 50% の高みに向けて挑戦）し、2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことが宣言されました。
- 三重県は、2019 年 12 月に、2050 年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「**ミッションゼロ2050みえ　～脱炭素社会の実現を目指して～**」を宣言しました。

計画の基本的事項

策定趣旨

「三重県地球温暖化対策実行計画」（2012 年３月策定）を改定するとともに、現在及び将来の気候変動影響による被害を防止・軽減するため、三重県の特性に即した適応策を推進する計画を新たに盛り込んだ総合的な計画として本計画を策定

位置付け

- ✓ 地球温暖化対策推進法で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画
- ✓ 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画
- ✓ 「三重県環境基本計画」の基本方針やめざすべき姿をふまえた個別計画

計画期間

2021 年度から 2030 年度までの 10 年間

2030年度に三重県がめざす姿

県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会

- ✓ **2050 年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現をめざします。**
- ✓ **県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識したうえで、その実現に向けた取組を推進します。**
- ✓ **あらゆる主体が共有・共感し、一体となって取組を進めます。**

基本的な方向

① 温室効果ガス排出量を削減する**「緩和」**と、気候変動影響を軽減する**「適応」**を、**気候変動対策の両輪**として施策を推進します。

② ＳＤＧｓの観点をふまえた**環境、経済、社会の統合的向上**をめざします。

③ **さまざまな主体（県民、事業者、金融機関、民間団体、教育・研究機関、他の地方公共団体等）との協創**を重視します。

④ 新型コロナウイルス危機からの復興を**気候変動対策とともに**進めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第２章　温室効果ガスの削減

これまでの取組

2012 年 3 月　三重県地球温暖化対策実行計画を策定
2014 年 4 月　三重県地球温暖化対策推進条例を施行
2021 年 3 月　三重県地球温暖化対策総合計画を策定
2023 年 3 月　三重県地球温暖化対策総合計画を改定

温室効果ガスの排出状況及び2030年度における削減目標

三重県域の排出状況（2019年度）
温室効果ガスの排出量は2013年度と比べて12.5%の減少

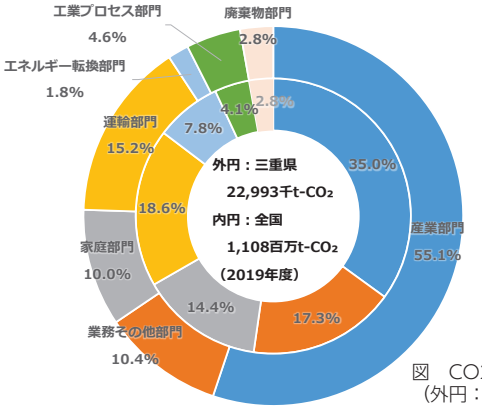

図　CO2排出量の構成比
（外円：三重県、内円：全国）

削減目標

2030年度における三重県の温室効果ガス排出量を**2013年度比で47%削減**

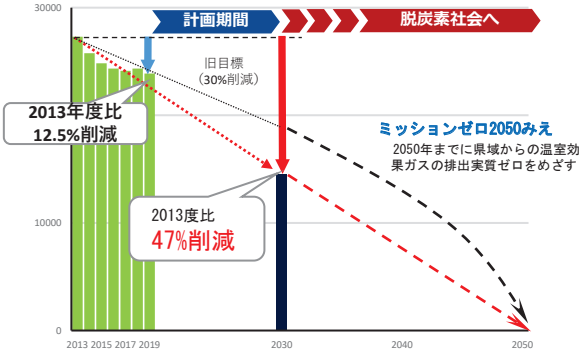

削減に向けた取組

温室効果ガスの排出削減対策	産業・業務部門	温室効果ガスの計画的な削減（計画書制度、アドバイザー派遣、ＺＥＢ）
		環境経営の普及（脱炭素経営、テレワーク）
		環境・エネルギー関連産業の振興
	家庭部門	脱炭素型ライフスタイルへの転換（地産地消、エシカル消費）
		住宅の脱炭素化（ZEH、省エネ家電、長期優良住宅）
	運輸部門	移動・輸送の脱炭素化（次世代自動車、エコ通勤、再配達抑制、ゼロカーボンドライブ）
		公共交通の充実（次世代モビリティ等）
		道路交通流対策 交通(渋滞の緩和、交通の円滑化)
	部門・分野横断的対策	再生可能エネルギーの普及促進（自家消費型太陽光発電設備、再エネ利用促進）
		未利用エネルギーの利用促進（木質バイオマス、廃棄物）
		市町における脱炭素への取組の促進（エネルギーの地産地消）
	その他	メタン・一酸化二窒素の排出抑制（資源のスマートな利用）
		フロン類の管理の適正化（維持管理技術水準、ノンフロン製品）
吸収源対策		森林の保全（森林管理、県産材の利用）
		緑地保全・緑化推進（緑化活動、都市緑地）
		環境保全型農業の推進
		藻場づくりの推進
		CO_2回収等に関するイノベーションの促進

促進区域に関する都道府県基準の設定

三重県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう、**太陽光発電施設**について**促進区域に関する三重県基準**を定めました。

第３章 気候変動への適応

気候変動の影響と三重県における適応策の基本的な考え方

気候変動の影響

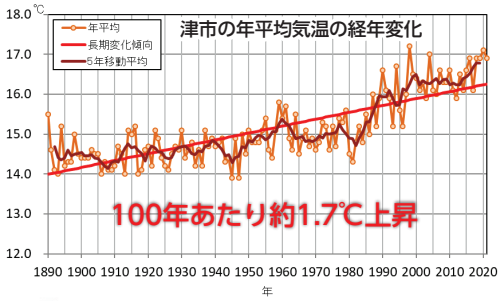

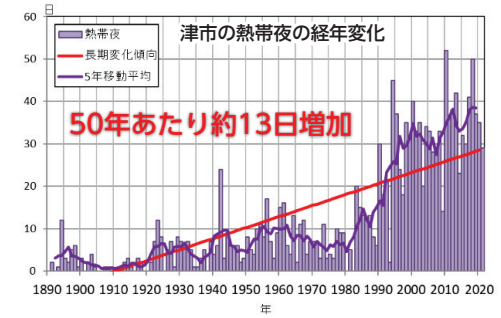

三重県における適応策の基本的な考え方

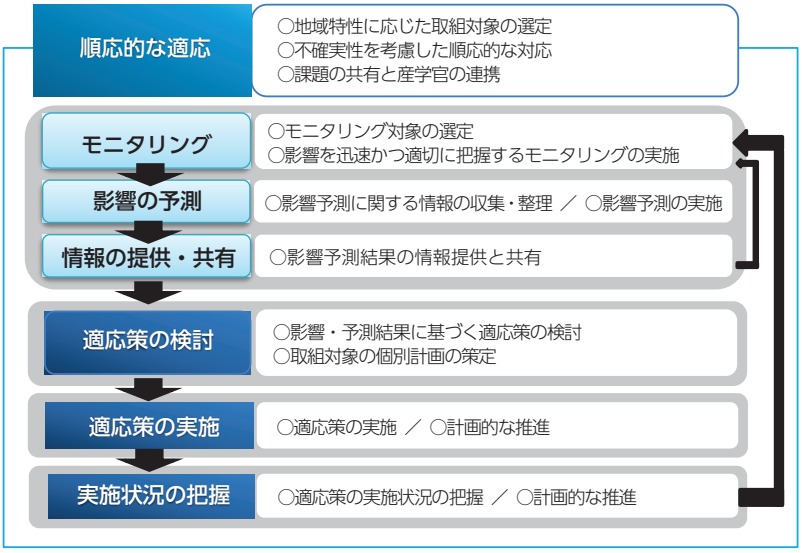

今後進めていく主な適応策

農林水産関係

- ◆ 高温によるコメの**品質低下への対策**
- ◆ うんしゅうみかんの**日焼け対策**、浮皮対策
- ◆ 早生性で、かつ炭疽病につよい**「かおり野」の普及**
- ◆ 畜産における**暑熱対策**
- ◆ カキのへい死の軽減に向けた漁場環境の**モニタリング、養殖管理の適正化**の促進
- ◆ 真珠養殖では、**「アコヤタイムライン」**により、適正な養殖管理を推進

「三重 23 号」(結びの神)

「かおり野」(かおりの)

水環境・水資源分野

- ◆ 公共用水域などの継続的な**水質監視**
- ◆ 水の安定供給に向けて、**既存水源の安定的な確保**への取組

自然生態系

- ◆ 三重県自然環境保全条例に基づく**希少野生動植物の保全**
- ◆ **自然公園**や**三重県自然環境保全地域**などの適切な管理

健康分野

- ◆ 「熱中症警戒アラート」を活用した啓発活動など、**幅広い世代への熱中症対策の推進**
- ◆ **県内感染症発生情報などの収集・分析**、県民や医療関係者などへの迅速な情報提供

自然災害分野

- ◆ 県が管理する**河川の整備**
- ◆ 「Ｍｙまっぷラン＋（プラス）」を活用した**個人の避難計画・地区防災計画**の策定の支援
- ◆ **「三重県版タイムライン 」**運用・検証
- ◆ **河川の堆積土砂撤去**
- ◆ 市町が取り組む**内水ハザードマップ**の作成支援
- ◆ 土砂災害防止施設の整備や基礎調査、**土砂災害警戒区域などの指定**

産業・経済活動・その他

- ◆ 大規模自然災害発生時の被害軽減と迅速な復旧を促すＢＣＰ（**事業継続計画**）等の策定支援

体制の確保

- ◆ 一般財団法人三重県環境保全事業団に**三重県気候変動適応センター**を確保
- ◆ 同センターを中心に、プラットフォームの構築、気候変動影響等に関する知見の集積

第４章 三重県庁の取組

三重県庁の取組

削減目標

県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出を 2013 年度比 52%削減

主な削減取組

- 県有施設全体に 2030 年度までに **LED 照明**を導入する取組を進めます。
- 公用車の新規購入・更新の際には**原則電動自動車**とします。
- 県有施設への**自家消費型太陽光発電設備**の導入を促進します。
- **PPA モデル等による再エネ導入**や県有施設での**再エネ電力の調達**を検討します。
- 新規建築物については、**原則 ZEB oriented 相当以上**とすることをめざします。

第５章 計画の推進

計画の推進

- 県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしつつ、**各主体が連携して気候変動対策を推進。**
- **県民の環境意識の向上につながる普及啓発の促進**
- 毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等を公表・評価し、対策の追加・拡充など**継続的に改善**
- 気候変動に関する国内外の状況、社会経済情勢の変化等をふまえ、**必要に応じて計画の見直しを実施**

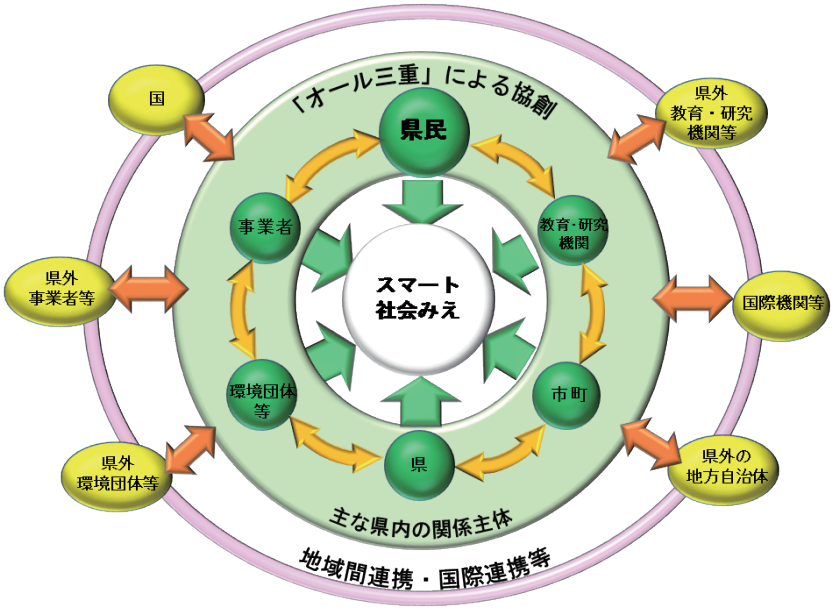

三重県環境生活部地球温暖化対策課

〒514-8570　三重県津市広明町 13
TEL 059-224-2368　FAX 059-229-1016
E-mail earth@pref.mie.lg.jp
URL https://www.pref.mie.lg.jp/eco/ondanka/index.htm

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。